

◇泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君）次に、8番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉美和子君） 私は、二つの問題について一般質問いたします。

初めに、子育て支援と教育充実のため新たな県民負担（新目的税）について質問いたします。

秋田県は子育て支援と教育充実のためとして新税を導入し、新たな県民負担を求めようとしています。具体案として六つの選択肢を示し、県民1人当たり年間5,600円から1万2,000円を徴収するとして検討しています。今、県民は小泉構造改革による増税や社会保障制度改悪で暮らしは大変なものとなっており、これ以上の新たな負担は求めるべきではありません。

少子化対策は国全体の大きな問題となり、対策が具体化されつつあります。そういうもとでなぜ秋田県が突出して独自に税金を取って進めなければならないのか、納得できる説明がありません。そもそも少子化対策は県や市町村で行えることは限られております。若者の非正規雇用の激増による結婚もできない低賃金や長時間過密労働、育児休業制度の不徹底、県経済に重くのしかかる米価暴落と農業、農村の崩壊など国全体の取り組みが必要不可欠な課題です。現に国政で児童手当の対象拡大や乳幼児医療費の軽減、出産一時金の増額などがなされ、引き続き医療費の軽減など少子化対策を進めようと議論されています。こうした国の施策は、一つ一つが県と県民の財政負担の軽減につながり、財源のあり方の検討材料となるものだと思います。都道府県レベルでも乳幼児医療費の無料制度は、対象年齢の引き上げや現物給付化など改善の方向にあります。

しかし、秋田県はこうした全国の流れに逆行し、昨年乳幼児医療費無料化制度に一部負担を導入しました。少子化対策を明白に後退させながらなぜ独自に突出して、しかも急いで新税導入を具体化しなければならないのか、県民が納得できる説明をする責任が県にはあると思います。県民との意見交換会でも「県民負担には反対」、「子育てや日々の生活で大変」、「負担がふえるのは困る」、「県の予算で削れるところは削って県民負担はできるだけ求めないようにしてもらいたい」という意見が大半を占めています。

また、県総合政策審議会教育子育て部会の一委員が、「新卒者の雇用が上昇傾向にある都市部に向けて人口流出がますますふえるのではないかと案じられる現在、後世にも引き継ぐことになる税負担は秋田県のマイナスイメージに拍車をかけるのではないかと案ずる」との意見を出しています。県民の理解が得られているとは到底言えないと思います。県内の市長アンケートでも「新税に反対」が32%、「慎重に」が44%となっています。

子育てと教育は自治体の基本的任務の一つで、目的税として徴収する課題ではないと考えますが、町

長はどう認識されるのかお伺いいたします。

また、県に対し新税を創設しないよう求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県が次代を担う子どもたちが健やかに育ち、多様な個性を伸ばしていく環境を整えることが大切であると、子育て支援や学校教育の充実を重要な施策として継続的に実施していくために子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョンの策定を検討していることは承知しております。

このビジョンは、将来ビジョン策定の基本的な考え方、子育て支援の取り組みのメニュー、教育充実の取り組みメニューで構成され、子育てに関する経済的支援や基礎学力の向上をねらいとした教育活動、学校の再編計画など今後10年間を見据えた施策や事業、必要額、財政負担の考え方などが盛り込まれているようです。県では、サービス水準と財源確保の関係について複数の選択肢を関係者や一般県民に対して提示し意見を求める段階のようであり、町に対しての地域住民の代表者や行政関係者を対象とした将来ビジョンの説明会、意見交換会の開催の依頼があったところです。このように現段階では町に対してもたたき台が示されているのみで、新税導入の趣旨や使途など基本となる部分の詳細な説明を受けておらない中で、一部情報に頼って判断することは適切でないものと存じますので、コメントは差し控えさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、こうしたことから現時点では新税創設に関して賛成、あるいは反対など具体意思を表明する段階ではない認識ですので、あわせてご理解をお願いいたします。

ただ、このたびの新税創設を目的税として導入するのであれば、県には県が担う役割の中で一般財源で担うべき業務と特定財源で担うべき業務の定義づけや税負担者と使途との関係整理、また公平性の担保についての考え方など、県民に対しての十分な説明が求められるものと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君、再質問ですか。（「はい」の声あり）許可します。

○8番（泉 美和子君） 今、県議会の方でも審議になっておりますけれども、今、町長がおっしゃられたように県民に対しての十分な説明が必要だという声は圧倒的に出されていることです。

それで、まだ中身がしっかりとしたものではないので具体的な答弁はできないということだと思いますが、秋田県民の所得は今、全国平均よりも62万円も少ないという統計が出ています。こういう中で県として新たな税金を取ることは、これは秋田県民にとって本当に大きな問題だと思います。こういう所得の少ない中で5,000円、さらに1万円という新しい税金を課せられたら若者もそうですが、夕張市でも「夕張を出ていく」とインタビューに答えている若者を見ましたけれども、秋田県でもそういう可能性

が、おそれがある、そういうのではないかと考えられるほど、私は本当に重要な問題だと思います。

中身が定かでないといいながらも、県もたたき台と言ってるわけですが、6種類の選択肢が出されていて、その中で負担がないのは一つの選択しかない。あと五つは全部負担がふえる、そういう案を出していると。そういうことから見ても、これは県民である町民にとっても大きな問題であり、負担も大変ふえることであると思いますので、私は自治体の首長としてぜひ県に対して意見を述べていただきたい。反対というところまでいかにしても今の十分な県民の声を聞いて検討するよう述べるとか、そういうところでもぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほどの答弁の繰り返しとなる部分もあるわけですが、具体的話を聞かない限りにおいて、このたびの根幹となる趣旨がどこにあるのか、それから用途についても趣旨との整合性が図られているのか、それから、こういった取り組みの効果についてどういった想定を持っているのかという部分も客観的に把握しない限りにおいてはコメントは一方的なコメントにならざるを得ないと私は思っていますので、県からの具体的話を聞いてからの自分なりの考え方にさせてもらいたいと思います。

ただ、先ほど最後に申し上げましたとおり県が担うべき役割の中で、一般財源が担うべきと特定財源で担うべきその定義づけはしっかりさせてもらいたいし、また、公平性の担保、あるいは税負担者と用途との関係整理ということも趣旨にかかわる非常に大きな問題でありますので、そういった部分の説明を県民に十分にすべきではないかというふうな現段階での私の考え方は持っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 町長も今、述べられておりますけれども、こういう目的税に子育て、それから教育の充実を持っていく、これを目的税として新たな負担をするということが、私はそこがちょっと問題だと思うんですが、その点町長は今の答弁ではそういうことをおっしゃっていると解釈してもよろしいのでしょうか。これは新たに目的税として取るような課題ではなくて、子育て、教育の充実は自治体として当然やらなければいけない課題だという点ですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） お言葉を返すようですが、そういうことではありません。主観的な立場、主観的な考え方をもって話を伺うのではなくて、まず相手がどういった考え方なのかを聞いてから私どもの判断をしたいということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 今の段階では県から出されているいろいろな案の考え方がよく分からないということでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど来、答弁させてもらってますとおり、話を伺ってからでなければ公の場では私どもの考え方を伝えられないということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 県から直接町長に対してといたしますか、町に対してこういうことをやるという説明がないということですね。それは県の段階で県民から広く意見を徴集するというところでいろいろな機会を設けていますけれども、そういうのを踏まえて今一つの案が出てきて、マスコミ等でも、また県議会にも示されましたので、それに基づいて私は質問しているわけですが、正確な中身でないということではないかもしれませんが、直接町長が県からそういうことを言われてないにしても、出されている内容、案はご存じかと思えます。そういうことで、こういう中身が出されていることに対して県民負担がふえる中身なので、ぜひ住民の立場に立って県に対して意見を申し述べていただきたいというふうに私が質問しているんですが、答弁は同じでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど冒頭の答弁の中で町に対して地域住民の代表者や、それから行政関係者を対象にした説明会、意見交換会の開催の依頼があるというお話をさせていただきましたが、それが来年の1月の中旬と予定されておりますので、その際にしっかりと話を伺いたい。その上で自分の考え方をもちたいというふうに思っています。

なお、先ほど再質問か再々質問からちょっと忘れましたが答えましたとおりに、大切なのはその考え方、趣旨であります。経費をかけてでもやるべき内容なのか、それとも経費を求めずやるべき内容なのかは、その取り組みの趣旨を伺ってからでなければわからないわけです。初めから負担なしの前提に立つというふうな立場ではなくて、まずお話を伺ってからその詳細についての自分の考え方をまとめたということでもありますので、税負担があるなしからスタートするのではなくて、その施策の考え方がどこにあり、その考え方で目指すところに応分の負担がしかるべきなのか、しかるべきではないのかというのは、話を伺ってから自分として判断したいという趣旨でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 次の質問にいきます。

放課後子どもプランについて質問いたします。厚生労働省と文部科学省が来年度から市町村に放課後子どもプランをつくらせて、総合的な放課後児童対策を進めるとしてはいますが、当町においてどう実施しようとしているのかお伺いいたします。放課後子どもプランは、学童保育の放課後児童健全育成事業とすべての子どもを対象にした放 課後子ども教室推進事業の二つから成り立つものですが、危惧され

るのは都道府県には補助金の一本化を、また実施主体である市町村には一体的、あるいは連携して実施するよう求めていることです。一元化が学童保育の独自の役割をなくすことになるのではないかという不安があります。厚労省と文科省は、予算措置などに伴ってどちらかの事業が安易に吸収されたり廃止されたりすることのないよう徹底していきたくとしています。共働き家庭や一人親家庭がふえていることとあわせて、この間、子どもが放課後に被害に遭う痛ましい事件が相次いでおり、学童保育は安全対策の面からも切実なものとなっています。一本化を口実に「遊びと生活の場」という学童保育の内容を変質させることなく、学童も放課後子ども教室もどちらも充実させることが必要であり、そのことを求めるものです。とりわけ学童保育については、これまでも求めてきましたが、対象年齢の拡大など希望するすべての子どもたちが入所できるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 子ども放課後プランにつきましては、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を市町村の実施段階で一体的、あるいは連携して実施する放課後対策事業として位置づけられております。

町においては、現在、放課後に保護者が不在の小学校3年生以下の児童を対象として実施している放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と長期休業時に全学年の児童を対象として実施しているわくわくサマースクール、わくわくスプリングスクール、いわゆる子ども体験教室を実施しております。学童保育については、現在、82名の児童の登録がありますが、要件を拡大して実施した場合、施設の収容規模と利用者数の関係から安全性確保に課題が生ずる可能性があり、現状では事業の拡大実施は困難であることをこれまでもご説明してきたところです。

また、長期休業時に開催している子ども体験教室につきましては、平成18年度は13日間の実施を計画しておりますが、この事業はあくまで長期休業対策として実施している取り組みであり、日常的な実施とするには施設確保や人員などの問題から現段階では難しいものと考えております。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化している中で、放課後の居場所づくりは今後も重要な課題である続けるものと存じますので、地域や保護者の主体的なご協力を前提にしてよりよい環境の確保を模索していかねばならないものと認識しております。そのため平成19年度におきましては、町民や小学生を持つ家庭を対象に学童保育等に関するアンケート調査を実施するとともに、学校を含めて各方面からご意見を伺い、実施場所や要件、指導内容などの子育て環境と施設の整備や利用料金などの財政環境をあわせて考えた望ましい環境について検討を重ねてまいりたいと存じます。

したがって、19年度の放課後児童対策につきましては、まずは現状維持で実施したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） アンケートをとるということでしたので、その後の検討ということになるとは思いますが、今、川崎市とか品川区で行っている全児童対策事業というのがあります。これは、参加した小学生が自由に参加できる放課後の遊び場の提供事業というものであります。今、来年度に向けて政府が提案しているこの事業とはまたちょっとニュアンスが違う部分もありますけれども、中身として同じようなところもあり、これが学童保育のかわりになるという理由で学童保育を廃止してしまったという、そういう例もあるそうです。それで、こういう一体化の事業をやった場合に、学童保育の方がおろそかになってしまうのではないかと心配の声が出されていると聞いております。

当町では放課後子ども教室の事業が日常的に行われているわけではありませんので、こういうことにはならないわけですが、今の子どもを取り巻く状況を考えた場合に、子どもたちの身体面の安全というだけではなくて、本当に子どもが伸び伸びと安心して遊んだり生活したりできる子どもの居場所といますか、そういうところがこれからはぜひ必要だと思いますので、そういう立場でぜひ検討していただきたいと思います。

そして、学童保育は生活の場という遊びだけではない一つの特徴がありますので、それをぜひ堅持して、子どもたちが放課後健やかに安全に暮らせるような対策を今後、検討していただくよう要求しまして終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。